

第291回奈良県開発審査会議事要旨

日時・場所： 令和7年8月19日（火）15時00分～16時00分
修徳ビル 地下会議室

出席委員： 前川委員、久保委員、島本委員、竹本委員、田中委員、井上委員

出席幹事： 景観・自然環境課（佐藤課長補佐）

審査請求人： 松本昌恵氏、松本正樹氏

処分庁： 建築安全課 堂崎課長、鈴木課長補佐、山田係長

傍聴者： 2名

1 開会宣言等

2 議事

(1) 議事録署名委員の選出

議事録署名委員に竹本委員を選出

(2) 審査請求に係る公開による口頭審理

審査請求人陳述

審査請求人(松本昌恵氏)

宇陀市から奈良県の方にあった開発行為の許可申請ということなのですが、私ども、そもそもこの話を、こども園を建てるっていう話は聞いていたのですが、どんな建物を建てるのか、どんな計画なのかっていうのを聞かされずに工事が始まったということなんです。本当にびっくりしています。本当に、皆さん信じられないと思われそうですが、本当に宇陀市の方は地域住民、私たち、隣ももちろん話していませんし、自治会に対する説明さえもなく、隣家に対する立ち合い、普通は境界立ち合いとかもするはずなのですが、そういうことも行われておりません。そして、いきなり工事を始めるっていうことを聞いて私の方も本当にびっくりしていて、それからこのような形で、いろんな経緯があって審査請求を出さしていただいているんですが、このタイミングがもう工事も始まっているっていうようなことで、すごく遅いっていうのはそういうふうな経緯があるからです。もっと早くにこういうことを言っておけばいいのにとと思われる方はいらっしゃるかもしれませんが、それが言

えないような状況だということをご理解ください。

それから、まずはこの問題点としては住民説明がなかったこと、それからもう一つは、防災とか、安全とかそういうことに対する意識がなく建てられる計画をされているということです。ここは宇陀川沿いの河岸浸食、それから浸水想定区域であるんですが、浸水想定区域ということを考えて、普通なら公共事業をするべきなんですが、そのことを本当に自分とこの建物さえ、安全ならば良いってというようなことで嵩上げや盛土を考えている。それから河岸浸食というのは、去年の時点で議員さんがそのことについて気づいて、これはすごく瑕疵だということを経済とかでも追及されたんですがそのことについても、それでもそのまま実行するというような形で今の計画がそのまま進められているような状況です。

そのような前提で今回の都市計画のことでの弁明書をいただいたんですが、この弁明書がですね、とりあえず弁明としては9つのことが挙げられていますが、まず、立ち会いという、一般的な言い方ですが、境界明示という名前が、開発の中でも一般用語なのか、専門用語なのかその辺ちょっと私ども素人なので分からないんですが、境界明示についてですが、このことは地籍調査が終わっているということで、それはいらないというのが宇陀市の主張です。

そして、うちの方は、開発許可の書類で出されているものは祖母、故人なんですが祖母の名前の判子のあるものが、許可申請の書類に出されています。

それから、反対側は境界の立ち会いというより地籍調査がまだだったので、反対側の住民さんは地籍調査をするために、立ち会いをしたという形で、その人たちも建物を建てるということよりは、地籍調査をするということで立ち会いを行ったということです。合計3軒あるうちの、うちが立ち会い調査がなし、であとの2軒は境界明示というよりは地籍調査という形での立ち会いとのことです。そのうちの1軒の方ですが、もう既にお亡くなりになっておられるので、その奥さんが立ち合って、その亡くなられた旦那さんの名前の判子が押された書類で地籍調査がされておりますので、そのところがちゃんとした書類かというところとちゃんとしていないように思います。

それから、それについて弁明書のほうが、都市計画法の32条のあたりについての弁明が多いのですが、2番以降がそういうことで、書かれていますね。32条の2番ですね。主として、何たらかんとらと書いてあるところで、32条の2では、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、」ということが書いてあるんですが、ここに特に災害の防止や、通行の安全とかいうふうなことが書かれています。

さらに、3項っていうんですか3番では、「開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること」というふうなことが書かれています。

さらに、7番ですね。「擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が

講じられるように設計が定められていること」というふうに書かれています。

その災害防止や地域に対する被害がないように、ということなのですが、そのことについて宇陀市はどのように言っているかということ、開発許可が出ているから安全だという言い方なんです。その辺のこと、後からもしもお教えていただけたらと思うんですけど、卵が先かにわとりが先かって話になると思うんですが、開発許可が出ているから安全なのか、それとも、安全を宇陀市がちゃんと検証して、安全だということから確認し、開発許可を申請するのどちらが先なのか、その辺のところ教えていただけたらと思います。

それからですね、開発許可の何ということですか、その細かい規則のやつ。都市計画法の施行規則というところで、第 16 条、こちらの方も 15 か 16 か 17 のあたりを、弁明書に書かれていたんですが、そのところには、第 16 条のところで、2 番に設計のなんか設計図とかを出すということで、4 のところには、設計図は次の表に定めるところで作成して書いてありますが、その現実が開発区域の境界というふうなことが書かれているので、先ほど言ったような境界明示のところにも不備があることを申し上げます。

さらには、土地利用とかの表もありますが、開発区域の境界、それから、排水区域の区域界などのところについても、ちゃんと書かないとあかんっていうふうなことが書かれています。

その排水のことなのですが、反論書の方に書かせていただきましたが、主に宇陀市の指導要綱とかいうふうなことではあるんですが、この排水はまず、許可申請の排水放流における協議結果報告書というものがありますが、こちらには「今般、都市計画法のなんたらかんたらの雨水放流に係る協議を行うため、地元水利組合について調査確認をしましたところ、この地域には水利組合が存在しないことが判明しました。雨水排水については県道榛原菟田野御杖線の道路側溝及び宇陀川へ直接放流を行い、汚水排水については公共下水道管に接続を行います。本件につきまして問題が生じた場合は当方で対処、解決を行い、貴庁にはご迷惑をおかけしません。」ということで、協議結果報告書という名目ではあるんですが協議してないよということを書いていませんがつまり協議をしていないということです。このことについては、水利組合がないということはないらしいんですが、そのことについて、ここ自治会が 2 つ絡んでいます。下井足自治会というのと、駅前自治会という 2 つの自治会があって、下井足が上流、下流の方が駅前なんですけど、その駅前の自治会長さんところに行って判子押してくれって言ったらしいんですけど、駅前の方の自治会長さんは、そんな押されへん、協議というよりも、そんなあかんって言わはったらしいです。下井足の方には自治会長さんにそういう話さえもしてない。片方だけに、言ったというふうなことで、それで片方に蹴られて、もうちゃんと協議していないということです。

それについては、排水計画は大きく変更されています。反論書にありますが 7 月 7 日に、宇陀土木に申請が出されて、まあ私どももいろいろと申した結果ちょっと宇陀市の方も少し考えてくださってるところもあったんです

が、違う形で申請が出されています。ですので、その開発許可書とは違う形で排水計画が行われることになっているので、そのことも含めた開発許可じゃないといけないのかなというふうに思います。

それから、令和7年6月26日にも集中豪雨があってすごく大雨で大変でした。そういうところについてですが、これは先ほどの細かい規則のほうの22条ですね、この方に、排水については「5年に1回の確率で想定される降雨強度値」というふうなことが書かれてるんです。ですが、その5年に1度というよりは、宇陀市は1000年に1度の大雨に対しても大丈夫だというふうな形で、広報とか、宇陀市のうだちゃんというテレビとかでも市長が言ったりとかしておりまして、ですからその1000年と5年という大きな違いがありまして、その辺の5年に1回の降雨に対する、排水計画をされていないのではないかとこのように思います。

それから、宇陀市の住民説明についてですが、住民説明については虚偽の答弁を市議会で何度も行っていきます。住民に説明していないのに、住民に説明した説明したということを書いて、議会の議員さんたちもそれを信用して、議会を通してきたということ色んな事業が進んでるわけですが、私どもはそんな、合意をしたことはございません。説明もほとんどされておりません。されてる住民は、もう本当に近所に5軒あってもそのうちでほとんどないような感じでした。それと、その虚偽の答弁に関しては虚偽とは言ふうな言い方はされてないんですが、今年の3月、6月の議会においては、6月の議会で、住民説明はどのような形で行ったかということと回覧板を回すということと、自治会長さんに郵送で送ったということ、説明した、合意を得たというふうなことを書いてます。回覧板に関しては、その3月の議会で、回覧で十分な説明ができていると思うかというふうな議員さんの質問に対して、回覧では不十分だというふうに思っていますみたいなことは認めてらっしゃいますので、本当に住民に対しての説明というのはなかったということで、それは、テレビとかでも放映されているので、ご存じな方もいらっしゃるかと思いますが、国の方に対する、申請ですね。都市なんちゃら集中事業の。

—(以上で15分)—

処分庁陳述

処分庁（建築安全課 山田係長）

まず、審査請求人が取り消しの決定を求められている開発許可でありますけれども、宇陀市長より、宇陀市榛原下井足104番1他16筆、宇陀市榛原萩原元萩原141番1他2筆において、「児童福祉施設」の建築を目的とする開発行為を行うに当たり、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請が処分庁あてに提出され、処分庁は、令和6年12月19日付けをもって、開発許可処分を行ったものであります。その後、本件開発許可処分の取り消しを求める審査請求が令和7年6月17日付けで、再提出されておりまして、こ

こちらの方が令和7年6月26日付けで提出されております。

次に審査請求人が主張しております請求・申し立ての理由について、9点弁明させていただいております。弁明の内容については弁明書に記載のとおりなのですが、記載させていただいた内容について、2点訂正させていただきたいと思っております。

まず、1点目なんですけれども、弁明書の1つ目、隣地との境界の立会いがない、関係書類の添付もないことについての弁明となっております。こちらなんですけれども、開発許可申請の申請書及び当該申請書に添付しなければならない図書等の申請の手続きについては、都市計画法第30条、都市計画法施行規則の第15条から第17条、並びに都市計画法開発行為等の規則に関する細則第2条及び第3条に定められております。また、開発許可の基準については法第33条第1項及び第2項に定められております。これらの規定には、開発許可申請において隣地との境界の立会い及びその関係書類の添付が必要な手続きとして定められておりません。

こちらの弁明の中でですね、開発行為に関する工事の施工の妨げとなる権利者の同意の添付について、というところがあるんですけれども、こちらの方が、本事案の場合、本申請の開発区域内はすべて宇陀市所有の土地となっていることを、登記事項証明書等により確認しております。このため、工事施工の妨げとなる権利者の同意書の添付は今回の申請書ではされておられません。これがまず1点ちょっと訂正させていただきたい部分となります。

もう1点ですが、もう1点は、9番になります。道路占用の付近住民の同意を得ていないことについての弁明になります。こちらの方なんですけれども、開発許可申請にあたって、都市計画法第32条に基づき公共施設の管理者との協議等の手続きが必要であります。本申請において、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面及び道路敷地占用の許可書の写し等が添付されており、本件許可処分において、道路敷地占用について道路管理者と必要な協議がされていることを確認している、と弁明させてもらっております。

こちらについてなんですけれども、都市計画法第32条2項に基づく協議の経過を示す書面という部分なんですけれども、こちらは、正確には都市計画法第32条1項に基づく施工同意がなされていることを、道路敷地占用許可書の写しにより確認しております。

以上の2点の訂正でございます。訂正はございましたが、開発の基準を満たしていることを確認しておりますので、本申請に対して、本件許可処分を行ったことについては、違法性はなく、適法かつ正当なものと考えております。

次に、令和7年8月1日付けで提出された、反論書に対する弁明について述べさせていただきます。審査請求人は、「宇陀市宅地開発指導要綱」、「宇陀市宅地開発等指導要領」及び「宇陀市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例」に適合していない部分があるため、本開発行為許可の申請に疑義があり、許可の取消しと宇陀市

への指導を求めるとのことではありますが、こちらについても、都市計画法第33条第1項及び第2項に定められている開発許可の基準に、定められているものではありません。よって、本申請に対して本件許可処分を行ったことについては、法の基準に照らしまして違法性はなく適法かつ正当なものであると考えております。

審査請求人の再陳述

審査請求人(松本正樹氏)

道路の占用についてですけれども、協議の経過を示す書面及び道路敷地占用許可の写し等が添付されており、ここは訂正されておられない、ということですよ。

審査請求人(松本昌恵氏)

訂正している。ついてない。

審査請求人(松本正樹氏)

これはついていない。その書類によって一応確認をされてるということですが、であればこれ自体は、全く住民との説明はありませんし、同意も得ておりませんので、それは確認をいただいているということですね。

審査請求人(松本昌恵氏)

そのことに関しては、道路の工事着手に関しては事前に所轄警察に申出て道路使用の了承を受けるって書いてありますが、その警察に届け出たのが、今年に入ってからですので許可申請、事前には、工事着手前に、という形ではないです。

それから、道路の占用許可書面の別紙のところにはですね、工事着手前には付近住民に十分説明し同意を得てくださいという一文があります。

ですから、それについては十分な説明っていうか全く説明がなく同意はないので、これに関しては、道路占用については、全く満たされていないところですね。

それから、要綱・条例のことですが、都市計画法のところにはその市町村とかの、条例を定めるようにという項目がどこかにありましたので、その項目がちょっと今、何条かっていうのが、今すぐには言えないんですが、その自分ところの市が定める何か条例的なもの、要綱にしてもそれに匹敵するものかと思えます。そして自分ところが指導する、民間に対して指導する立場である市がそれを自分とこで本当に守っていない。その内容について、地方公共団体だったらそれをしなくっていいところがあるのかという部分ですが、それはちゃんとやってるからということかと思えます。やはり自分とこの市がちゃんと、同意を周りに、市民に言うてるのに、自分がしないっていうことは

おかしいと思いますし、いろんな反論書の中にある文面に関しては、協議や防災、安全、それから排水について、それから、大体そうですね、河川についてもそうですが、河川に対する排水計画、これは宇陀市の宅造許可審査結果経過表の次のページのチェック表なんですけれども、そのチェック表のところに、開発及び宅造区域の面積が 1000 m²以上、切り盛り面積が 1000 m²以上の協議先に河川整備課や、河川計画係、備考欄に防災調整池というふうな項目があります。しかし、協議書類もございませんし、調整池を設置するとされた図面も添付がありません。つまり、河川課に聞いても、そのあたりの協議がなかったということです、自分ところで何かチェック表を定めておられますそのチェックシートにもないことで、されてないということで許可をされているという形になるのかなあというふうに思います。

それから先ほど言うたように、とりあえず、振り返れば、やはり防災安全がちゃんとできていない、交通に関しての安全もできていないというところ。住民説明がないっていうところが本当に私どもは困っております。

あと、盛土については、図面の方に載ってるかもしれませんが。嵩上げについては、多分許可申請、開発許可としては嵩上げのことがないのではないのでしょうか。嵩上げは多分、確認申請の方かと思うんですが、それをもって開発許可で、嵩上げについての安全まで担保できているのかというところも確認出来たらと思いますので、有識者の方もいらっしゃるのでもその辺のところ教えていただければと思っております。

審査請求人(松本正樹氏)

先ほどですね、1番のところに対しての訂正がちょっとあったと思うんですけれども。権利関係者の同意が宇陀市のみなので、なかったということですね。一応その許可についての地図等の登記が添付されているので、それによって確認をしているというふうな文面があるのですが、そちらが多分この書類だと思うんですけれども、こちらに載ってる方がですね、※※※※さんという方はもうすでにお亡くなりになられてる方が、令和5年11月2日時点のお亡くなりになられてる時点のサインと、印鑑が押されておられますので、それは多分相続人の方のとか、判子でなかったとかおそらく有効じゃないというふうに思います。

審査請求人(松本昌恵氏)

排水についてはうちの水が、登記上はないんですが、そちらの方に流れるというようなこともあります、そこに関しての、利害関係という意味では、図面にない利害関係があるんじゃないかなと思いますので、その旨ご配慮いただければと思います。

処分庁の再陳述

処分庁（建築安全課 山田係長）

再度ですね、2つ目の訂正をさせていただいた部分を、ご説明させていただきたいと思います。

2つ目道路占用のところになるんですけども、開発許可申請にあたって、都市計画法第32条に基づき公共施設の管理者との協議等の手続きが必要であります。本申請において、32条第2項に規定する協議の経過を示す書面及び道路敷地占用の許可書の写し等が添付とされており、というところになるんですけども、こちらについてはですね、32条2項に基づく協議の経過を示す書面という部分が、申し訳ありません32条の1項に基づく施工同意がなされているということ、道路敷地占用許可書の写しにより確認しているというところになります。

こちらの方、訂正はありましたが、開発許可の基準を満たしていることは確認しておりますので、本申請に対して、本許可処分を行ったことについては、違法性はなく、適法かつ、正当なものと考えます。以上になります。

審査請求人から処分庁への質疑

審査請求人（松本昌恵氏）

この建物について、安全、開発で安全だというお墨付きが開発許可だというふうに宇陀市は言っているんです。ですから先ほど卵が先かにかとりが先かと言ったのですが、宇陀市が防災上、災害について、安全だから許可申請を出すのか、それとも許可申請が通ったから安全なのかっていう意味では、どちらなのかなということ。これが1点と、もう1つは、開発許可に関して、建物の下にある嵩上げに関しては、その開発許可に含まれているのか。それがもし含まれているのなら、先ほどの論で言うと、開発許可の中の安全なところの根拠には、嵩上げに関しても入ると思うのですが、もしも嵩上げについて開発許可に入っていないのでは、宇陀市が言っている安全の根拠とする開発許可とは、その嵩上げに関しては、ずれてくるかなと思うので、その辺のところの確認ができたかなと思います。

処分庁（建築安全課 鈴木補佐）

弁明書でも記載している通りなんです。法33条の基準におきましては、盛土に関する安全性であったり、排水に関する安全性ってところが規定されております。その基準に従って、審査をして、確認した結果、許可をしているということになりますので、法の基準に基づき、安全性を確認しているということは開発許可において行っていることだというふうに考えていただいて結構かと思います。

繰り返しになりますが、嵩上げについては、建築ではなくて、土の方の嵩上げのことをおっしゃっていると思いますので。

審査請求人(松本昌恵氏)

違います。建物の下です。

処分庁(建築安全課 鈴木補佐)

造成行為に対する許可を出しておりますので、建築行為に関する許可はまたちょっと別なんですけど、造成行為に関する許可については、この開発許可において、審査をしているものということでございます。

審査請求人(松本昌恵氏)

つまり嵩上げ、盛土という括りでいうと、嵩上げというのは、建物の下に1mの基礎を持っているということをお今の定義ではそうさせてもらいたい。それから、盛土というのは運動場の部分に土を1m盛って盛土しているってことなんです。この合わせたところを嵩上げ、盛土と分けて考えていった場合、運動場の盛土に関しては、多分開発許可の範疇かなと思うんですが、建物の下に1m基礎で建物を上げるということは開発許可の中に含まれているのかということなんです。

処分庁(建築安全課 鈴木補佐)

おそらく今おっしゃってるのは、建物の計画、その基礎の計画であつたりのことかなというふうに思いますので、その計画の内容については、開発許可では審査しておりません。

審査請求人(松本昌恵)

嵩上げに関しては審査していないということで確認できました。

もう一つは、卵が先かにとり先かのことなんですけど、まずは災害についての安全を宇陀市の方がちゃんと検証して開発許可を出すのか、それとも宇陀市のそこはもういいからとりあえず開発許可の申請を出します。で、奈良県の方がそれを許可したのでこれは安全と言っていいのかなということなんです。

前川会長

先ほどおっしゃったことは、基準が決まっているから基準に従って審査しましたってことをおっしゃったんだと思うんですよ。排水にしても、土を盛るにしても。だから多分、堂々めぐりで、同じ話が繰り返すだけかと思えます。

審査請求人(松本昌恵氏)

基準さえ満たせば許可が通るよという、そういう話ですか。

処分庁(建築安全課 鈴木補佐)

法が求める基準というものがございまして、その基準に適合していることが確認できれば、許可が下りることにはなります。

審査請求人(松本昌恵氏)

取り方の問題ですね。そしたら宇陀市がそのの。

委員からの質疑

前川会長

申立書に、処分があったことを知った日が今年の4月24日とあるんですが、これはどういう経緯でお知りになったんでしょうか。

審査請求人(松本正樹氏)

建築や開発に対してのもともと知識っていうのはありませんので、もともとこの工事自体は1月8日から始まっています。我々はその工事を知らされたのが1月の6日です。で、一番最初に工事の内容の説明を受けたのは、工事の期間に入った1月の15日です。だからそこまではその開発自体が、許可が必要だというふうな知識自体も持っていなかった。それでおかしいってことでいろいろ調べたときに開発許可というふうなものにたどり着いたのがその日付だということです。

審査請求人(松本昌恵氏)

違う、違います。4月24日、それは、先ほど言った経緯から開示請求をさせていただいたんですね。開発許可ってなんやろっていうことで、で、開示請求をしたことでその結果が出てきたのが24日ということ。

審査請求人(松本正樹氏)

それを知って、そうですね開示請求をしたので、その開示請求が出てきた日付ということになります。

前川会長

はい、わかりました。

竹本委員

審査請求人の方の再陳述の中で、都市計画法に関して、うまく聞き取れなかったんで申し訳ないんですけども、条例を守る必要があるみたいな記述があってという説明があったんですが、それは都市計画法の何条のことでしょうか。

審査請求人(松本昌恵氏)

すいません私もそんな、暗記するほど読んでるものではない。

竹本委員

調べていただいて結構です。ゆっくりで結構です。

審査請求人(松本昌恵氏)

33条ですかね。

竹本委員

33条、できれば何項とかわかりますか。

審査請求人(松本昌恵氏)

33条の14の4。だけではないんですけど今ぱっとそれが見えたので、それが「良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合」と書いてあるので、今のことに当てはまるかはわからないんですが、そういう条例どうのこうのっていうのはいくつかありました。

竹本委員

33条の14の4の中に条例に関する記載があるというご主張ですね。

審査請求人(松本昌恵氏)

それだけではないです。今ぱっと目についたのが。

竹本委員

もし間違っていないとしても結構なので、あと他にもこれじゃないかというのはどれですか。

審査請求人(松本昌恵氏)

34条の12。これ都道府県の条例で区域、目的または予定建築物の用途を限り定められたものなので、これ要件ですよ。

前川会長

34条というのは都市計画法の34条でしょうか。

審査請求人(松本昌恵氏)

都市計画法です。

前川会長

都市計画法の34条は市街化調整区域のお話ですね。今回は関係ない。

審査請求人(松本昌恵氏)

ぱらっと読んだだけで、条例に書いてあるわ、と思って線も引いていないので、すいませんすぐに見つけられなくて。

竹本委員

それについて、処分庁の方に質問してよろしいですか。今の件について何か反対があれば。正確にってことじゃないので、4のあたりをちょっと、すべて含んでいただいても結構なので、反論があればお願いします。

処分庁（建築安全課 鈴木補佐）

今条文の方を調べておりますが、私の記憶の範囲でお答えしますが、私もその開発許可の権限を持っている行政庁においては、法律で定められている基準を条例で強化できるというふうな規定が確か法にあったと思います。そのことをおっしゃっているのかなというふうには思っておりますが、条例により奈良県が法の基準を強化しているというような条例を定めておりません。というのがお答えなのかなというふうに思います。

竹本委員

そうしますと、奈良県においては開発許可の審査において、県の条例、もしくは県下の条例を基準に判断する必要はないということですか。

処分庁（建築安全課 鈴木補佐）

その通りでございます。

審査請求人（松本昌恵氏）

話がずれるかもしれないんですが、宇陀市宅地開発等指導要綱の第4条には、事業者は、関係法令に基づく手続きを行う前に、あらかじめ市長に申し出てこの告示に基づく協議をしなければならないと書いてあるので、結局法令に基づく手続きというのは、この開発許可だと思うんですけど、自分とこの市の中で、手続きを行う前、その開発許可を出す前に、市長にも申し出て協議をしなければならないということを、宇陀市の方は怠っているということになります。それなしに関係法令に基づく手続きをしたというふうなことではあるかなあと思います。すいません、先ほどの質問とはちょっとずれてしまって申し訳ないです。

田中委員

8月1日の反論書、書いていただいているんですけど、それを見ていただいて、事実関係の確認だけさせていただきたい。この3枚目のところ、排水計画のことが書いてございまして、「排水計画が大きく変更されて、宇陀川堤防に新たに穴をあけるということで、」というこういう記述ございまして、7年7月7日に宇陀土木に申請が出されていて、当初の分と違うんだっていう。この辺りはどう確認された、その申請書見られたわけですか。

審査請求人(松本昌恵氏)

それもまだ申請途中で、許可がおりたってところまでではいってないんですが、宇陀土木の方に申請しているものは、開示請求して、出てきてますんで、宇陀市の方もその日に申請したってことはこちら説明を受けています。それに関しても、もともとの排水計画が300Φのところ、川上にある300Φにそのすべての65%ぐらいの水をそこから出すという、すごいびっくりするような計画で、それはあかんやろっていうふうなことを、素人の方から、プロの方まで皆さんおっしゃるような排水計画になっていたんです。しかも、うちがその川上の方なんですけれども、川上から川下にもともと流れていた水が、盛土嵩上げをすることによって、反対方向に水を流すことができるようになったということで、排水をたまたまそこに、もともと農業用の排水かなんかで宇陀川の方にできていた穴を見つけて、それはうちも使用していた穴なんです。そこを占有して、そこから排水するという計画になっていたんで、それは本当に困るということで、そのことに関しては宇陀市の方は、少し譲歩していただいたということで排水計画の方を。

審査請求人(松本正樹氏)

もともとですね、排水に対しては全く地域、自治会、個人に対しても協議がない状態で始められたと申し上げたんですが、そのことで、川下に流れてたものが川上に流れるのはおかしいだろうということで、宇陀市ともう一度協議をしたんですね。そしたら、協議というか反論したら、それ自体を変えるというふうな話を、宇陀市がやってそしたら川下の方の土手に穴を開けますというふうな話に今なってる。

ただ、それ自体も今申請の途中で、まだ排水計画自体がはっきりと決まっていないう状態だということです。でその状態で工事をこのまま進めてる状態っていうのはどうなのだということです。だから排水計画も曖昧、住民への説明もすべてが曖昧、言ったらすべてがずさんな計画で、開発の申請もされている状態っていうのが宇陀市の現状なんです。

これ、一般の開発であればですね、自治体自体が持つてる開発要綱とか要領ですね、で指導していけばいいんですけどもそれ自体を自治体自体がやっているということは、それをどこが担当するかとなると言ったら開発許可を出している県しか多分ないと思っています。ですので、そういった排水計画自体もそういうふうにくらべて変わってしまうようなところで、現在申請自体もまだおりてない状態で開発行為、もちろん建築の方にも、同時進行で進んでるということは、大きな問題だということをお伝えしたいということでございます。

審査請求人(松本昌恵氏)

協議が行われてるような今話だったんですけど、協議は宇陀市はほとんどしていません。自分たちで、こうしようと思った通りのものを、こちらに提示するだけです。こちらの方は、これはあかんやんということは、言わしていただ

いて、それでなんか市の方がこれはということで、変えたものを提示はされてるんですが、その宇陀川にポンプで排水する計画はありますが、すいません、ないです。400Φで出すという、7月7日申請のものがありますが、それがポンプ排水とかそういうところまでの排水計画はまだされておられません。洪水時の排水はどうするんだっていうところについてもまだそのところは、ちゃんとされておられません。

田中委員

どういう事情で知られたのかなということでお伺いさせていただいて、詳しくご説明いただきましたけれども、求められて書類を見て、こういう状態だと。これまだ許可がおりていない状態、宇陀土木の方で審査中というか、そういう状態ってことでよろしゅうございますか。

審査請求人(松本昌恵氏)

ちょっと、その辺までは確認できておりません。

審査請求人(松本正樹氏)

書類自体は申請をして、また許可がおりていないことには間違いがない。

審査請求人(松本昌恵氏)

間違いがないかはわからない。確認ができていません。

田中委員

だと思われるということですね。